

雇用調整助成金の特例措置に係る 大企業の助成率の引き上げのお知らせ

雇用調整助成金は、経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当の一部を助成するものです。

雇用調整助成金において、今まで大企業の助成率は最大で3/4としておりましたが、緊急事態宣言に伴い、以下に示す大企業の助成率が最大10/10となります。

1 営業時間の短縮等に協力する事業主

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- ① 特定都道府県知事による要請等を受けて、
- ② 緊急事態措置を実施すべき期間を通じ、
- ③ 要請等の対象となる全ての施設において、
- ④ 営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する

【対象となる休業等】

各都道府県において緊急事態宣言が解除された月の翌月末までの休業等（短時間休業を含む）

※緊急事態宣言の期間（令和3年2月8日時点）

- ・ 1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県） : 令和3年1月8日～令和3年3月7日
- ・ 2府4県（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県） : 令和3年1月14日～令和3年3月7日
- ・ 1県（栃木県） : 令和3年1月14日～令和3年2月7日

【助成率】

解雇等を行わなかった場合：**10/10** 解雇等を行った場合：**4/5**

2 特に業況が悪い事業主

【対象となる事業主】

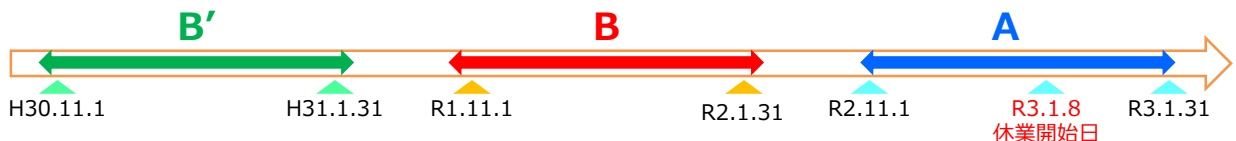
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、Aが30%以上減少している事業主

A：緊急事態宣言が行われた月※から遡って3か月間の生産指標

※休業の初日が令和3年2月1日以降にある場合においては、休業の初日が属する月

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

例：緊急事態宣言が行われた1月から休業を実施した場合



【対象となる休業等】

全国で緊急事態宣言が解除された月の翌月末までの休業等（短時間休業を含む）

【助成率】

解雇等を行わなかった場合：**10/10** 解雇等を行った場合：**4/5**

Q&A

1	<p>Q.両方の特例内容に該当するのですが、どちらを選べば良いでしょうか</p> <p>業況に関する特例は全国で適用されますので、業況に関する特例をお選び下さい。</p>
2	<p>Q.特例に係る支給申請はいつから行うことができますか</p> <p>令和3年2月下旬以降から特例用の様式を厚生労働省のホームページに掲載しますので、ダウンロードいただいた上で申請を行ってください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html</p>
3	<p>Q.既に特例用の様式を使わずに支給申請を行ってしまったのですが、どうしたら良いでしょうか</p> <p>まずは、管轄の労働局等にご連絡下さい。既に支給決定通知書をお受け取りになっている場合は再申請を行っていただくこととなりますので、緊急事態宣言対応特例に係る支給申請の受付開始をお待ち下さい。</p>
4	<p>これまで二若しくは三の連続する判定基礎期間をまとめて支給申請をしてきましたが、本特例が実施された後も特例実施前と実施後の判定基礎期間をまとめて支給申請できるでしょうか。</p> <p>まとめて支給申請をしていただくことは可能です。その際、緊急事態宣言対応特例の期間とその前の期間で支給書類が異なりますので、必ずそれぞれの判定基礎期間ごとに申請書類の作成を行って下さい。</p>
5	<p><営業時間の短縮等に協力する事業主向け> Q.特定都道府県以外の都道府県に事業所を設置している事業主が、特定都道府県内の要請等対象施設において要請等に応じて休業等を実施した場合、特例の対象となりますか。</p> <p>特定都道府県内で要請等対象施設について実施する休業については対象となります。</p>
6	<p><特に業況が悪い事業主向け> Q.生産指標として、売上高や生産量のほか、どのようなものが該当しますか。</p> <p>生産指標は、雇用の変動と密接に結びつく指標が含まれ、個別に判断するものです。例えば、宿泊業であれば「客室の稼働率」「客数」、建設業であれば「工事請負契約数」、造船業であれば「手持工事量（受注残高）」、労働者派遣事業であれば「労働者派遣契約の件数」や「就業中の派遣労働者の数（休業中の者を除く）」なども含まれますので、管轄の労働局やハローワークにお問い合わせください。</p>

今般の特例に係るQ&Aは、上記の他、以下のホームページでも公開しています。支給申請に当たって、重要なものもございますので、**必ずご確認**いただきますようよろしくお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000724322.pdf>

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業等助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
 0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL030208企02